

令和2年12月25日

ご利用のお客様へ

坂戸市健康増進施設サンテさかど
指定管理者：ミズノ・セイホクススポーツグループ

施設利用休館期間のお知らせ

市内公共施設の利用にあたり、埼玉県が埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議において決定した埼玉県有施設の休館を参考に、本市の公共施設の休館期間について次のように定めることといたしました。この方針は市内各施設共通の方針とし、各施設の利用にあたっては、引き続き『新しい生活様式』及び各施設において定めている感染予防対策等を遵守することとなりました。

詳細は、下記をご覧くださいますようお願い申し上げます。

記

◆休館期間◆

実施日：令和3年1月3日(日)から令和3年1月17日(日)まで

事務室・総合受付営業時間帯：8:30～21:00

※火曜日は通常休館日となりますので開館いたしません。

【利用停止区分：プール一般利用・トレーニング室一般利用】

◆新規利用停止期間◆

令和3年1月3日(日)から令和3年1月17日(日)まで

◆アリーナ・スタジオ・研修室の利用について◆

①新規施設利用申請の停止

※上記期間中の申請を令和2年12月24日(木)までに予約・申請を行った方に関しましては通常通り利用が可能となります。令和3年1月18日(月)以降の申請は通常通り可能となります。【上記期間中は自粛要請期間中です。変更可能であればお願いいたします】

※問い合わせ内容については状況により対応させていただきます(予約・申請など)

◆一般利用について◆

上記期間中の一般利用は中止とさせていただきます。

◆利用休館に伴う定期券延長について◆

令和3年1月3日(日)から令和3年1月17日(日)を含む定期券をお持ちの方は日数分の延長をさせていただきますので、総合受付へお申し付けください。

※上記期間中の利用はくれぐれも感染対策を厳格に行うようお願いいたします。

以上